

令和6年10月10日

各 所 属 長 様

市 長

令和7年度予算編成方針について（通知）

このことについて、三次市予算規則（平成16年規則第67号）第4条の規定に基づき、令和7年度予算編成方針を定めたので通知する。

1 本市の財政状況

財政の健全性を示す指標である令和5年度決算の財政健全化判断比率は、実質公債費比率7.3%、将来負担比率31.8%であり、いずれも基準以内で財政の健全性を堅持している。

しかしながら、財政の余裕度を示す経常収支比率は、98.0%となり前年度から0.4ポイント減少したものの県内順位は3年連続13市中13位（広島市を除く）であり、依然として高い比率で推移している。

他市と比較して義務的経費である公債費のほか、維持補修費や補助費等の歳出全体に占める割合が高いことが経常収支比率の高率要因として考えられ、余裕のない財政運営が続いている。

2 今後の財政見通し

歳入においては、本市の収入の約3割を占める普通交付税は、優遇措置の終了や人口減少等により大幅な増加が見込めない状況であり、所要の一般財源の確保は困難な状況が続くものと見込まれる。

歳出においては、過去の建設事業の公債費が多額であることに加え、多様化する行政需要に対応するための各種行政サービス経費のほか、物価高騰・燃料費高騰、資材不足の影響により、公共施設や道路などのインフラ資産の維持管理費やその他の経常経費の抑制が困難な状況が見込まれ、予算編成においては、多額の基金の取り崩しに頼らざるを得ない状況が続いており、今後の財政運営は依然として厳しい状況が想定される。

3 基本的な考え方

人口減少が続くことが確実視される中、市民の皆さんが安全・安心な暮らしを享受し、「元気」で「笑顔」あふれるふるさと三次のまちづくりを実現するためには、市民、団体、事業者などとの連携・協働を通じて、本市の資源を新たな魅力や付加価値の創出につなげる「共創」の視点が必要である。

予算編成にあたっては、本年度からスタートした「第3次三次市総合計画～みよし未来共創ビジョン～」に掲げた基本理念「市民のしあわせの実現」をめざして各種施策を積極的かつ計画的に推進するとともに、目まぐるしく変化する社会情勢や新たな行政課題を的確に捉えつつ、長期的視点に立ったうえで、各種施策が現世代及び将来世代にわたって効果が発揮されるよう、「人と想いがつながり、未来につなぐまち」の実現に向けて次に掲げる項目に取り組むこと。

(1) 「第3次三次市総合計画～みよし未来共創ビジョン～」の諸施策の推進

6つの政策の柱を着実に進めるための各種施策の取組にあたっては、5つの共通基盤とあわせて取り組むことで効果的で効率的な成果をあげるよう努めるとともに、全庁での情報共有と部局間の連携を強化し、分野を越えた相乗効果の創出にも努め、設定した目標指標を確実に達成するため計画的に実行すること。

【政策の柱】

政策1 健康で安心感のある暮らし（保健・医療，福祉，多文化・共生）

政策2 安全で快適な生活環境（自然環境，生活基盤，防災減災・安全）

政策3 子どもの未来応援（子育て，教育）

政策4 豊かな心と生きがい（芸術・文化，スポーツ）

政策5 いきいきとした地域（定住・交流，住民自治）

政策6 活力ある産業（農林畜産，商工，観光）

【共通基盤】

つながりによる協働・共創，情報発信・シティプロモーション

デジタル・トランスフォーメーション（DX），広域連携，行財政改革

(2) 持続可能な財政運営の推進

限られた財源や人材の中で、まちづくりの取組と財政健全化の両立を図るためには、職員一人一人がこれまでの知見と創意工夫を最大限に発揮するとともに、「共創」の視点を持って市民、団体、事業者などと協働・連携し、民間活力を積極的に活用していく必要がある。

また、今後も持続的かつ安定的な財政運営を図るため、各部局において「選択と集中」の視点を強く意識して施策の優先順位を見直し、安易に前年度どおりの予算要求を行うことのないよう経費の精査を十分に行い、最少の経費で最大の事業効果が上がる予算編成に最大限努めること。

持続可能な財政基盤の確立に向けて、プライマリーバランス(基礎的財政収支)を強く意識しながら、健全化判断比率の健全性を堅持するとともに、適正規模の財政調整基金の確保に努めるものとする。

◆各部局の要求基準（シーリング）

予算要求における経費については、次のとおり要求基準を定め、主要施策の実現に向けた事業費への重点的な予算配分を行うこととする。

- ・令和5年度決算額を予算配分の基本とする。
- ・内部管理経費を含む政策経費及び経常経費は、別途総務部財政課通知「令和7年度予算要求要領」において示すこととする。

4 その他の留意事項

(1) P D C Aサイクルの徹底

行政運営の効率化と行政サービスの維持向上を目的として、P D C Aサイクルを徹底する。

「P」に相当する新規事業については、市民への説明責任を果たす観点から、「三次市実施計画」のチェックシートを活用し、事業の目的、背景など予算要求の根拠を明確にするとともに、成果指標を示したうえで要求すること。

「C」の「評価・点検」、「A」の「改善」については、令和6年度「The 行政チェック」における2次評価を反映した予算編成とすること。

(2) スクラップ・アンド・ビルドの取組（ゼロベースの観点）

財源には限りがあり、今後の増額が困難であることを強く意識したうえで次の事項に取り組むこと。

ア 全ての事務事業は、ゼロベースから見直し、事業統合や再構築そして廃止を含めた検討を行い予算への反映に努めること。

イ 事務事業の見直しについては、その内容のほか、働き方改革を推進するため、すでに導入している生成A Iシステムや議事録作成などの音声言語の視覚化システムなどを最大限に活用し、時間外勤務の縮減や事務手順等の効率的な見直しを図ること。

ウ 既存の事務事業について、社会情勢や事業執行状況を踏まえ、効果やニーズの低くなった事業、多額の不用額が生じている事業は、積極的に縮減、廃止すること。

エ 新規・拡充事業については、他の既存事業の規模縮小、廃止等により財源の確保を図ること。

(3) 国・県等の諸施策の活用及び自主財源の確保

国・県等の関係機関との連携を密にするとともに、国等が進めている経済対策や地方創生の諸施策を十分に研究し最大限活用すること。

また、施設利用や各種行政サービスの提供については、市民間の公平を図るため、使用料・手数料等受益者に応分適正の負担を求めることに鋭意努めること。

(4) 不用額の分析

決算不用額を徹底的に検証し、決算を意識した予算要求を行うこと。特に、令和5年度の決算において多額の不用額が発生した科目については、適正な積算に努めること。

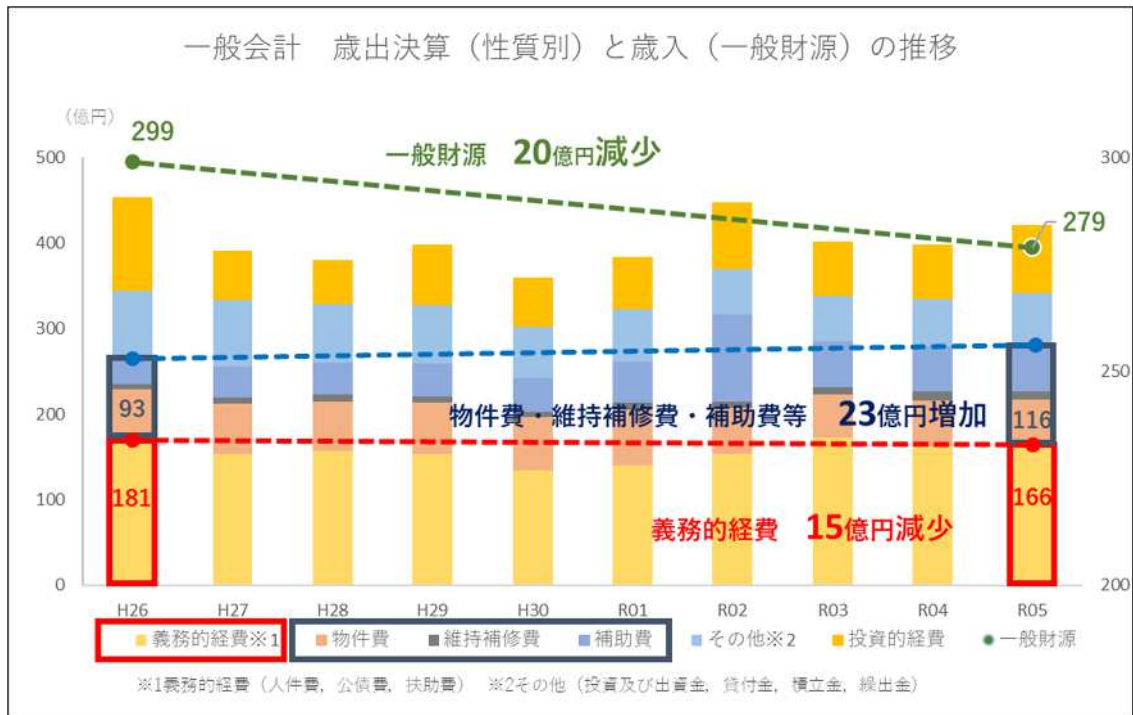
(5) 事業量の適正化

事業量については、今年度の事業執行状況を踏まえ、繰越事業を含めた事業量を見極めたうえで予算要求をすること。新規事業、既存事業にかかわらず、必要性や緊急度、効果等を検討したうえで優先順位を精査し、必要に応じて休止や繰り延べを行い事業量の平準化を図ること。

以上の方針に基づく細目については、別途、総務部財政課通知「令和7年度予算要求要領」により予算要求を行うものとする。

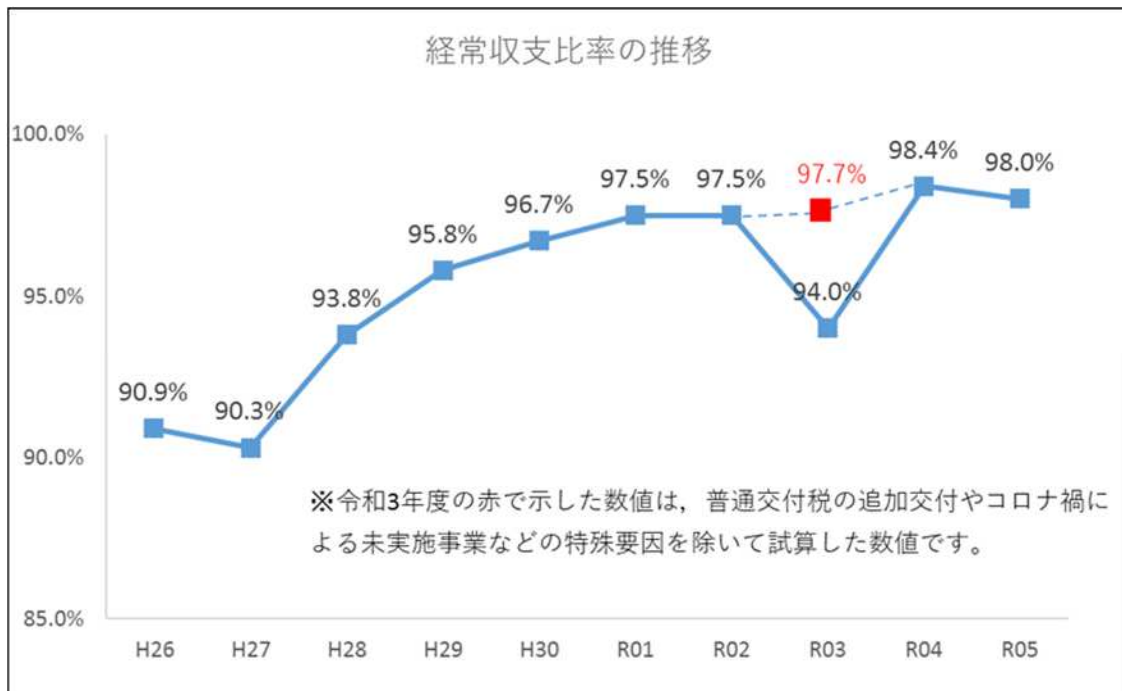
【参考】

(1) 決算における歳入及び歳出の状況



歳入のうち自由に活用できる一般財源は、普通交付税の合併による優遇措置の終了により平成26年度と比較して約20億円減少している。また、歳出は、積極的な繰上償還により義務的経費（人件費、公債費、扶助費）は平成26年度と比較して約15億円減少しているものの、施設等の維持管理経費や行政サービスに係る経費としての物件費、補助費、維持補修費の合計額は、平成26年度と比較して約23億円増加しており、固定的な経費が増加している。歳入（一般財源）が減少しているにもかかわらず歳出は増加傾向であるため、今後も余裕のない財政運営が続くものと見込んでいる。

(2) 経常収支比率の推移



平成27年度から、普通交付税の合併による優遇措置の縮減に伴い、経常収支比率は上昇傾向にある。優遇措置終了後の令和2年度以降も高い比率を示しており、依然として余裕のない状況である。